

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S2022022・3004、S2022020・2401、SK2021042・2106

③施設の情報

名称：いわき育英舎		種別：児童養護施設
代表者氏名：施設長 田久 和志		定員（利用人数）：40名（32名）
所在地：福島県いわき市小川町上小川字大坂5番地		
TEL：0246-83-1571		ホームページ： https://syouheikou.or.jp/iwaki-ikuei/
【施設の概要】		
開設年月日：昭和58年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 いわき育英舎		
職員数	常勤職員：29名	非常勤職員3名
有資格職員数	(資格の名称) 社会福祉士 3名 保育士 7名 看護師 1名 管理栄養士 1名 栄養士 1名 調理師 1名	
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	居室 28	静養室 4、食堂 4、浴室 4、洗面所 4、便所 13、医務室 1、調理室 1、事務室 1、倉庫 8、相談室 1、更衣室 4、交流ホール 1 職員室 2、心理室 1、学習室 1

④理念・基本方針

【理念】

わたしたちは、人を愛し思いやることをその根本原理とし、「わたし」と「あなた」の尊い関係性を敬い、「他者に対する親愛の情と優しさ」を持てるように、常に敬愛の心で子どもたちに接し、その健やかな成長を育めるような場所を創造していきます。

【養育方針】

① いじめや暴力のない生活

すべての子どもはその人権を尊重され、安全で安心して暮らせる生活を根幹に捉え、平和な心で、豊かな感受性を持ち楽しく暮らせる毎日を目指します。

② 素直な気持ちで生活

「わたし」が「わたし」でいられる事の大事さ、を常に理解し、「素直な気持ち」で生活していきます。

③ みんなで創る生活

共に生活していく中で、他者への優しさや、思いやりの大事さを伝えながら創造性豊かな楽しい、家庭的な毎日を送っていきます。

⑤施設の特徴的な取組

- ・施設は4つのグループ（ユニット）に分かれ、キッチンやお風呂場などは家庭に近い環境であり、小学生以上の子どもには個室を準備してプライバシーを確保している。生活の中で年齢に応じて整容や掃除等、衣食住の生活習慣が身に付くよう支援している。
- ・毎朝の各グループでの引継ぎ時に、全国児童養護施設協議会が作成した冊子「この子を受けとめて、育むために」から気になる箇所を読み合わせ、自分たちの支援を振り返るようにしている。
- ・各グループで子どもと職員が話し合うグループ会、グループの代表児童が集まって話し合う児童会を毎月開催し、職員と子どもが共に生活を作り上げていくことを心がけている。また、グループ会で毎回権利ノートの読み合わせを行ったり、子ども向け、職員向けのCAP研修をそれぞれ年1回実施するなど、子どもが自らの権利及び他人の権利に関する正しい知識を持つことができるよう努めている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年5月13日（契約日） ～ 令和7年2月26日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和3年度 （令和3年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 子どもの意見を尊重し、自己肯定感を高める養育・支援

各グループで子どもたちが話し合うグループ会議、グループの代表児童が集まる児童会議を月1回開催し、子どもたちと職員が共に生活に関する様々なことを話し合い、考える機会を持っている。また、子どもからのどんな意見に対しても最初か

ら否定せず、まずはその声を受けとめることを心がけている。子どもをありのままに受け入れ理解することの大切さを全職員で共有するなど、自己肯定感を高める養育・支援に取り組んでいる。

2. リービングケア・アフターケアの充実

子どもが自立した社会生活を送ることができるよう、アパートでの一人暮らし体験や「お金の使い方講座」をはじめ必要な知識を得る機会を設けるなど、本人に合わせた自立支援プログラムを実施し、経済的・社会的自立のサポートを行っている。また、進路決定後や高校を中退した子どもへも、本人の希望や選択を尊重しつつ自己決定ができるよう、定期的な相談や関係機関と連携支援を行うなど、フォローアップ体制を整えている。

3. 職員全員で養育・支援の質の向上に取り組む姿勢

常に子どもの最善の利益のため、現状と課題を把握し、担当職員から専門職や管理職の役割を明確にした上で、施設全体の養育・支援の質の向上に取り組んでいる点は高く評価できる。

特に、施設長はリーダーシップを発揮し、日常的な養育・支援から不適応行動や逸脱行動まで、その都度、関係職員等を招集してケース会議を行って方向性を定めるなど迅速に対応している。人材不足により職員の負担増加が懸念されるが、「職場における心理的安全性」の重要性を掲げ、職員のワークライフバランスに配慮した体制づくりにも取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1. 公益的な事業への取組を反映した中・長期計画の策定

法人の第3次五カ年計画が策定されているが、各施設で予定している事業の財源や実施時期、評価方法が明示されておらず具体性に欠けている。

法人として高齢者福祉分野の事業も実施している強みがあり、児童家庭支援センター設置や自立援助ホーム実施に向けて協議・検討しているところであるが、地域に存在する社会福祉法人組織として児童・高齢分野に限定しない公益的事業に取り組むとともに、事業毎に財源や実施時期等を明確にした中・長期計画作成に取り組んでほしい。

2. 職員の育成計画・キャリアパスの策定

職員は研修受講の機会はあるが、施設全体の研修目標が明確ではないため、職員育成の方針やキャリアパスの仕組みが機能しているとはいえない。

職員の育成・定着のためにも理念や基本方針に基づく「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの研修計画を策定したうえで定期的な面談や評価を行うなど、組織的・体系的な研修実施に努めてほしい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審においては、多くの評価項目の結果一つ一つに、丁寧な説明をしていただきありがとうございました。3年前の評価結果をもとに、サービス向上を目指し職員参画のもと課題に取り組んでまいりました。今回の受審で、取組を評価していただいたもの、道半ばであるものとそれぞれが明確になり、施設のみならず法人全体で共有させていただきました。

日々最前線で子どもと向き合う職員にとっても、環境を子どもたちのために作り上げ、整備し、継続して支援していくことが重要であることを職員自身が認識する良い機会だったと思います。

改善が求められた点については、施設のみならず法人全体の課題であることを念頭に、法人全体、理事会とも共有し早急に体制の構築や計画の策定に取り組んでいきたいと思っています。子どもの最善の利益を追求し、サービスの質の向上に継続的に取り組み、入所児童だけではなくその家庭、そして地域の方々にも質の高いサービスを提供できる施設を目指していきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
＜コメント＞ 理念が明文化されており、入所のしおりやホームページ、居室内等にも掲示されている。また、入所のしおりには、誰もが理解できるようルビをふり、子どもや保護者等に合わせた説明を心がけている。 理念を職員等が理解し実践できるよう、養育方針に加えて今年度基本方針を定める予定となっている。理念をより具現化するために、職員全員参画のもと、継続的に取り組める基本方針を策定してほしい。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
＜コメント＞ 全国児童養護施設協議会や福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会等の会議・研修に参加したり、いわき市要保護児童地域対策協議会に出席して、社会福祉事業全体や地域の子どもに関する動向やニーズ把握に努めている。 把握した情報は、法人全体で毎月開催する経営会議や職員会議等で話し合われているが、児童養護施設に特化した具体的な分析までは至っていない。分析したデータや方策を中・長期計画や事業計画に反映させて、養育・支援の質の向上、組織体制の整備に取り組んでほしい。		
③	Ⅰ—2—（１）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c

<コメント> 経営の課題や個別的な養育・支援の状況を理事会で説明・協議している。経営については一般企業選出の理事に相談したり、理事ワークショップで経営課題を共有している。 経営状況や改善方法は施設長や副施設長レベルで話し合わせ、職員会議等で口頭で周知している。しかし、具体的な取組について協議する部署や委員会等がないため、経営課題の解決・改善が図れるよう、仕組みづくりに取り組んでほしい。	
---	--

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
<コメント> 法人としての第3次五カ年計画はあるものの財源や実施時期、評価方法が明示されておらず、具体性に欠けている。 現在、児童養護施設以外に委託を受け地域における子ども向けのショートステイやトワイライトステイ（夜間・宿泊の預かり）事業を行っており、さらに、地域の相談窓口としての児童家庭支援センター設置や子どもの自立のための援助を行う自立援助ホーム実施に向けて協議・検討している。今後、これらの計画を遂行するためにも法人本部との連携を図り、公益性と持続性を発揮できるよう財源を明確にしたうえでの中・長期計画の作成が必要である。		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㉔
<コメント> 単年度の計画には養育目標が示され、その養育目標を達成するための計画となっているが、事業の評価を行うための具体的な数値目標や成果等が設定されていない。 事業には数値化することが難しいものが含まれているが、評価し改善していくことが施設の運営、養育・支援の質の向上に必要である。そのため、進行管理や評価がしやすい計画になるよう取り組んでほしい。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉕・c
<コメント> 事業計画は、職員ヒアリングや職員会議で意見を把握しながら、管理職等による主任会議で策定している。また、年度当初の職員会議で読み合わせをして、職員への理解を促しているが、職員一人ひとりが計画の策定、評価、見直しに積極的に関わって取り組んでいるとはいえない。 事業計画の評価については、あらかじめ定められた時期や手順にもとづいて実施しているとはいえないため、評価の実施方法を定め、組織全体で評価、計画の見直しができるよう取り組んでほしい。		

7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 事業計画について、子どもには各グループの代表児童が集まる児童会で説明し、周知している。 保護者に対しては、入所時にリーフレットや入所のしおりを利用した施設の理念や行事の説明に留まっている。今後は、子どもが理解できるように成長にあわせて事業計画を説明したり、保護者宛のお便りに同封するなど、事業計画の理解を促すための取組を図ってほしい。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 日常的な養育・支援に関しては、自立支援計画作成によって評価・分析し、質の向上に取り組んでいる。施設全体で第三者評価基準に基づく自己評価を毎年実施しているが、前回の第三者評価で課題について一部取り組めていないものもある。 施設長がリーダーシップを発揮し、全職員参画のもと評価を行う体制を整備するなど、組織的に養育・支援の質の向上に取り組むことが求められる。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> 日常的な課題や不適切事例等に関しては、担当職員会議や各委員会で、協議して改善に取り組んでいる。また、法人全体の経営会議において取り組むべき課題について協議している。 今後は、自己評価や第三者評価で明らかになった課題改善に計画的に取り組めるよう、既存の委員会を活用するなどして施設全体で課題解決を図ることが望まれる。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 施設長は職員会議や広報誌等でその役割と責任を表明している。また、施設長は理事長であり、理事会等においても経営・管理に関する分野はもちろん、常に子どもの社会的養		

護の必要性を説明・周知している。		
子どもが権利の主体であることと家庭養育優先とする考えを丁寧に子ども、職員や関係者等に説明することで、信頼関係を構築し、職員の育成・定着を図っている。		
11	Ⅱ―１―（１）―② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<コメント> 施設長は、福島県社会福祉法人経営者協議会青年部会及び福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会の副部会長を務め、県内はもとより、全国や東北ブロックの研修やセミナー等に参加し、自らが法令や倫理を理解して、職員会議等でその内容を周知している。 また、法人内で「法令遵守規程」や「法令遵守に関する留意事項」を定め、その中でフローチャートを示して、職員に対してわかりやすく説明する取組を行っている。		
Ⅱ―１―（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ―１―（２）―① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・②・c
<コメント> 施設長は、個別支援から施設全体の養育・支援の課題を把握し、改善のためにリーダーシップを発揮している。また、不適応行動や逸脱行動があった場合も、その都度関係職員等を招集し、緊急のケース会議を行い方向性を定めるなど、迅速に対応している。人材不足により職員の負担増加が懸念されるが、「職場における心理的安全性」の重要性を掲げ、勤務時間の見直しや休暇を取得しやすい体制づくりなどの環境整備にも取り組んでいる。 今後は、更なる指導力を発揮し、「期待する職員像」や施設全体の教育・研修方針を定め、養育・支援の質の向上に取り組んでほしい。		
13	Ⅱ―１―（２）―② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 施設長は、毎月の法人全体の経営会議で、経営や業務状況の把握に努め、課題や改善方法について話し合い、職員が働きやすいように宿直時間を変更したり、夜間の緊急対応の手法を定める等、指導力を発揮している。 また、子どもの日常的な様子や何かあった時の情報を素早く共有できるＩＣＴツールを導入し、引継ぎの迅速化、簡素化、職員負担軽減に努めるなど、日常業務の改善を図っている。		

Ⅱ―２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ―２―（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ―２―（１）―① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・②・c
<コメント> 職場見学や実習生に社会的養護の必要性を説明するなど丁寧にアプローチを図り、職員		

として採用するよう努めている。また、資格取得補助に関する規程を設け、資格取得の促進を図っている。 しかし、養育・支援に必要な福祉人材の確保と育成に関する具体的な計画はできていない。法人では、高齢者施設を運営しており、子ども分野に限らず、法人全体として福祉人材確保・定着等に取り組む予定となっているため、早急に策定してほしい。		
15	Ⅱ―2―(1)―② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 法人として人事管理要綱を定めて、異動、登用を行っているが、全職員には対応しておらず、キャリアパスや人事考課制度の仕組みが機能しているとはいえない。 理念や基本方針に基づく「期待する職員像」を定め、登用の基準、スキルの水準、スキルを獲得するための研修等を明確にし、職員とコミュニケーションを図りながら総合的な人事マネジメントを形成してほしい。		
Ⅱ―2―(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ―2―(2)―① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉕・c
＜コメント＞ 個別面談で職員の意向や意見を把握し、産休取得を促すなど、施設全体でワークライフバランスや心理的安全性に配慮した職場環境づくりを進めている。24時間の交代勤務であり、変化しやすい子どもの状況をきめ細やかに対応する必要があることから、現在は副施設長が中心となり相談しやすい体制をとっている。 現在進めているワークライフバランスの仕組み作りや相談受付体制を確立し、魅力あるさらなる働きやすい職場作りに取り組んでほしい。		
Ⅱ―2―(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ―2―(3)―① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 施設の理念や養育・支援のマニュアルをもとに、会議や個別面談等で施設職員としてのあるべき姿を伝達している。 今後は、職員のモチベーションをさらに高めるためにも、「期待する職員像」を明確にし、その職員像に近づくための目標項目、水準、計画を定め、新人職員を始め、全職員と定期的に面談・評価するなど、一人ひとりの育成に向けた体制づくりが必要である。		
18	Ⅱ―2―(3)―② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 外部で開催する研修等に職員の経験年数を踏まえて参加させているが、施設としての教育・研修に関する基本方針が定められておらず、組織的な教育・研修を実施しているといえない。 今後は、養育・支援の質の向上を図るための施設全体の基本方針とその基本方針に基づいた単年度の研修目標を定め、職員の現状や特性を踏まえて、職員一人ひとりが、その研修目標に近づくために、研修の評価・分析を行うことを含めた組織的・体系的な研修実施		

が必要である。		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> 職員は、職種や経験年数を踏まえて、自ら希望する研修等に参加している。また、外部研修や施設見学等、積極的に参加するよう促している。 スーパービジョンについては、日常業務の中で、その都度施設長等が中心となり実施しているが、実施方法を確立し、特に経験の浅い職員がひとりで問題を抱え込まないような体制整備を図ってほしい。		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 事業計画に実習生受入れについて、学校側と連絡を図りながら実施している。特に、社会福祉士の実習生受入れにおいては、その特性にあわせた専門的プログラムに基づいて実習を行い、後進育成等に取り組んでいる。 今後は、社会福祉士に限らず、保育士等の実習生やインターンシップ研修等に対しても受入の基本姿勢を明文化し、マニュアルを整備してほしい。また、実習指導者に対する指導や研修機会を設け、目的に合わせたプログラム開発等に努め、福祉全般の人材育成の底上げを図ってほしい。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> 施設で取り組む事業や活動等について、ホームページや広報誌等で周知し、情報公開に取り組んでいる。また、第三者評価の受審結果をホームページに掲載している。 しかし、適切な時期にホームページの更新が行われておらず、広報誌の周知先も限られている。今後は、苦情・相談体制や施設での養育・支援の状況等の公開方法や周知先について協議し、さらなる運営の透明性を図ってほしい。		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 施設における事務や職務分掌等が「運営管理規程」、「経理規程」に定められ、監事の年3回の定期的監査、公認会計士による専門的なチェックや相談体制が整っている。 今後は、経理事務の確認に限らず、経営改善や持続可能な運営を図るため、外部の専門家や施設内部からの意見等を取り入れて実行する仕組みづくりに取り組んでほしい。		

Ⅱ—４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 地域の子供会や公民館行事へ希望児童が参加したり、施設主催の行事に地域住民が参加するなど、日頃から地域と交流を持っている。学校の友人は生活の場である「家」には入れないが、施設の体育館や園庭の遊具で一緒に遊ぶことができる。市内の企業ボランティアの協力により、子どもたちの少人数での外出サポートを受けている。 今後、公益的な取組も含め、地域とどのような関わり方をしていくか施設としての方針を文書化し、職員へ周知してほしい。		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> ボランティアの受入れについて目的等を明示している。受入前には施設長が面談して相手方の希望を聞くとともに、施設の方針、希望等を説明して活動してもらっている。ボランティア団体とは必要に応じて活動内容を協議し、施設の希望に合わせて活動内容を変更することもある。 今後、担当者が変わったり不在の時にもきちんと対応できるようマニュアルを見直し、受入れまでの流れを明確にしてほしい。また、地域の教育施設等への協力体制について検討されたい。		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> 児童相談所や学校、医療機関といった関係機関と連携を密に行っており、小学校とは定期的に話し合いの場を設けている。いわき市要保護児童地域対策協議会、青少年健全育成会議などの連絡会にも参加し、その内容は職員会議や回覧で職員に周知されている。子どもの自立支援の際には就労先の地元企業や不動産会社に協力を依頼することもある。 関係機関や地域の連絡会で協議されている養育支援に関する課題に対して、今後、専門性を発揮して具体的に取り組んでいただきたい。		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 地域の子育てサロンへの参加やショートステイ事業・トワイライトステイ事業の実施を通じて、地域の子育て世代の情報を得ている。また要保護児童地域対策協議会を始めとした地域の各連絡会への参加、法人として生活支援体制整備事業の第２層協議体への参加な		

どが地域の福祉ニーズの把握に繋がっている。 今後は、公益的な取組を推進するためにも、関係機関との関わりや各連絡会への参加で把握する受動的な福祉ニーズ把握だけでなく、自ら必要とする情報を取りに行く積極性、主体性に期待したい。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㉔
<コメント> 各連絡会等への参加により地域の福祉ニーズは把握しているが、法人として公益的な事業への取組方針が定まっていないため、具体的な活動には至っていない。地域の活性化や防災への協力、専門的な知識・技術を活かした相談事業の実施など、地域で長く運営してきた法人の強みを活かして公益的な事業・活動を積極的に行ってほしい。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉔・c
<コメント> 毎朝、各グループの引継ぎ時に全国児童養護施設協議会作成の冊子「この子を受けとめて、育むために」から気になる箇所を読み合わせしている。権利擁護チェックリストを活用した研修や職員、子どもそれぞれを対象としたCAP（※）研修も行っている。 業務マニュアルには様々なケースにおける援助のポイントが示されているが、職員が内容を十分把握しているとは言えないため、今後業務マニュアルも活用して職員間で子どもを尊重した養育・支援について共有を図ってほしい。 ※Child Assault Prevention：子どもが様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための教育プログラム。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 業務マニュアルには入浴や排泄などの生活場面ごとにプライバシーで配慮すべきポイントが記載されている。小学生以上の子どもへは個室が準備され、職員や他の子どもが居室に入る際には必ず声をかけるなど配慮している。 説明可能な保護者には「プライバシー確認書」に同意をもらっているが、どちらかと言えば個人情報の取扱いに近い内容であり、あらためてプライバシーに関する施設の取組の説明が求められる。また子どもが自身のプライバシーが守られていると感じられるよう、職員に対する研修等を強化してほしい。		

Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉖・b・c
<コメント> 誰もが分かりやすいようルビをふった保護者向けの「入所のしおり」や年齢別に作成された子ども向けのしおりが準備され、それぞれに施設の養育方針が記載されている。それらのしおりを用いて可能な限り入所前に職員が面談して説明を行い、不安を和らげるよう努めている。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉗・c
<コメント> 入所時にはしおりを用いて養育・支援の内容を子どもと保護者へ説明し、保護者からは確認の同意書をもっている。説明可能な保護者には毎月のお便りで子どもの様子を伝え、さらに進路決定など重要な事項については児童相談所とも連携し、保護者の意向を確認している。 日々生活を共にする中で子どもの意向を把握し養育・支援にあたっているが、子どもや保護者の意思決定をどのように支援していくか、職員が共通認識を持てるようにしてほしい。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉖・b・c
<コメント> 児童相談所と連携し、家庭支援専門相談員や自立支援専門相談員が主となって措置変更や家庭・地域への移行に対応している。他施設や里親への措置変更の場合、子どもに関する基本情報だけでなく、援助方針や配慮すべき点も伝えるようにしている。退所する子どもやその保護者には相談窓口を伝え、連絡先を書面で渡したり、LINEの登録を確認するなどしている。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉗・c
<コメント> グループ会議と各グループの代表児童が集まる児童会がそれぞれ月１回開催され、職員も同席して子どもの意見や要望を聞き取っている。外出のルールを変更するなど、子どもと職員の話し合いにより生活上のルールを見直すこともある。 子どもとの個別面談は必要な都度行っているが、意見を出しにくい子どもの意向も十分汲み取れるよう面談や無記名アンケートを定期的に行い、把握した結果を職員間で協議する場を設けることが望ましい。		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉗・c
<コメント>		

苦情解決の仕組みが整備され、入所時に子どもに説明をしているほか、各グループのリビングや施設の共有部分に苦情解決に関して掲示している。また、意見箱が事務室前に置かれ、月に数件の投函がある。 受けた意見や苦情は内容や対応、結果等について記録しファイルされているが公開されていないため、個人等を特定できないようにした上でホームページ等で公開することが望ましい。また、第三者委員を行事に招待したり定期的に相談会を開催するなど、子どもと触れ合う機会を作り、子どもが相談しやすい体制を整えてほしい。		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	①・b・c
<コメント> 入所時にはしおりを使って誰にでも相談できることを伝えている。日々の生活の中で、またグループ会議への同席などで子どもの意見を聞く機会が多いが、個別の相談がある場合は子どもが希望する場所で相談を受けるようにしている。時には、職員と一対一の同伴外出の機会を利用して子どもの気持ちを引き出すなど、子どもの声に真摯に向き合うよう努めている。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・b・c
<コメント> グループ会議で出された意見や意見箱の投書には対応フローチャートに基づき、組織的かつ迅速に対応するよう努めている。子どもからのどんな意見に対しても、まずはその声を受けとめることを心がけ、対応できないことは子どもに理由を説明するようにしている。相談や意見への対応は過程を記録し職員間で共有しており、時間がかかる場合は子どもへ見通しを伝えたとうえで会議等でも進捗状況を確認している。		
Ⅲ—１—（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・②・c
<コメント> 今年度、ヒヤリハット報告書様式を変更して素早く記入し報告できるようにし、さらにＩＣＴツールにより気づいたことを職員間で即共有できるようになった。収集された事例はその原因や再発防止について職員会議で協議している。 リスクマネジメントの責任者が離れた場所にある法人の事務職員となっているため、施設内での責任者を明確にしておく必要がある。また、施設内にリスクマネジメント委員会を設置して収集した事例を分析するなど、様々なケースを想定したうえでマニュアルを見直す必要がある。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・b・c
<コメント> 感染症マニュアルが作成され、看護師不在でも対応できるよう発生時の対応はフローチャート化されている。感染症の流行時期には職員会議などで看護師から注意喚起を行っている。その際、資料や口頭での説明だけでなく、吐しゃ物の処理方法やガウンの着脱など		

は実際に行って確認している。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> 火災だけでなく地震、風水害も含めた「消防計画」を策定し、毎月の避難訓練も様々なケースを想定して実施している。必要な備品や食料もリストを作成し、倉庫だけでなく体育館にも保管されている。 災害はいつ発生するか分からないため、どんな職員体制の時でも子どもや職員の安否をきちんと確認できるよう確認手段を複数確保し、全職員に周知しておく必要がある。また、事業継続計画（BCP）が規定のみで内容が不十分であるため、子どもたちの安心安全な生活を守るためにも具体的な計画を策定してほしい。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<コメント> 業務マニュアルには、生活習慣、社会生活、子どもの自己形成、さらには家族支援など様々な内容が記載され、支援にあたってのポイントや留意事項が分かりやすく示されている。 業務マニュアルを職員に配布しているが、内容の説明は新入職員研修で行われているだけである。職員間で子どもへの対応に差が出ないように、また自らの支援の適切さを折に触れて確認できるよう研修や個別指導等を実施し、周知徹底を図ってほしい。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント> マニュアルの見直しは必要な都度行うこととしており、職員からの意見だけでなく、グループ会議や児童会で出た子ども達の意見も反映して見直すようにしている。 PDCA サイクルを意識して自分たちの養育・支援を見直すことがより良い養育・支援に繋がることから、マニュアルの見直しは最低でも年１回定期的に行い、また見直しの方法も定めておくことが望ましい。また、職員が古いマニュアルと混同しないよう、見直した際はその時期をマニュアルに明記してほしい。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<コメント> 担当職員が日頃の養育・支援の中で得た情報をアセスメントシートにより整理した上で、自立支援計画を策定している。家庭支援専門相談員などの専門職がアセスメントシートに見立てを記入し、さらに担当職員とともに自立支援計画の長期目標・短期目標の策定		

にも関わっている。 今後、施設では中学生以上の子どもと面談して目標や目標達成のための取り組みを一緒に考えて行く計画があるようなので、ぜひ実現してよりよい自立支援計画策定に繋げてほしい。		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 自立支援計画策定フローチャート等に則り、専門職からの意見をもらいながら担当職員が定期的にモニタリング、見直しを行っている。目標達成が難しい場合は原因を分析し、課題を細分化したり支援方法を検討したりしている。また、進路変更など大きな変化や新たな課題が生じた場合は見直し時期に拘らず、その都度計画を策定し直している。 なお、見直しや変更にあたっては計画策定時と同様、面談などにより子どもの意向確認に努めてほしい。		
Ⅲ—2—（3） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもの生活状況、専門職の対応、関係機関との連絡内容など様々な情報を各担当職員がネットワークシステムに入力し、他の職員はログインすればいつでも記録を閲覧することができる。会議録など職員への周知が必要な記録は回覧して誰が見たか確認できるようにしている。 記録の書き方について、新入職員にはシステム入力前に主任等がチェックし指導しているが、それ以外の職員への指導は管理職等が気になった点をその都度指導している。子どもの強みに視点を置いた記録を職員が統一して行えるよう、記録の仕方を学ぶ機会を設けてほしい。		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
＜コメント＞ 個人情報管理規程、個人情報保護に関する基本方針により管理責任者や情報の収集、保管等について定めている。保護者には入所時に説明したうえで写真等の取扱いについて「プライバシー確認書」にて同意をもらっている。 職員には採用時に規程等の説明を行い誓約書もらっているが、個人情報の管理については定期的に研修等を実施して全職員へ周知・徹底する必要がある。また、規程・方針が平成18年度の策定から一度も見直されていない。特に、保護者や退所者から情報開示を求められた時に円滑に対応できるよう、方針や手順・様式等を定めておくことが求められる。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（１）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（１）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 子どもの権利擁護に関しては、「援助指針」「人権擁護のためのチェックリスト」等を活用し、全職員で意識・確認をしながら養育実践にあたっている。また入所時に子どもの権利を説明する際に用いる「入所のしおり」には、ルビをふるなどの工夫がなされ、分かりやすいものとなっている。権利擁護委員会において、権利意識向上や権利侵害について理解を深める取組を行っている。		
A—1—（２）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（２）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉖・b・c
＜コメント＞ 月に１回実施しているグループ会議では権利ノートの読み合わせを行い、権利についての理解を深めている。また、自他の権利について考える CAP 研修を実施するなど、権利擁護・権利侵害について子どもが確認できる場を設けている。施設の養育方針に「いじめや暴力のない生活」を掲げており、職員一人ひとりが子どもの権利を尊重する意識を持ち支援をしている。		
A—1—（３）生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（３）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 子どもの年齢や発達状況に応じ、適切に伝えられるよう、ケース会議にて内容を検討し、全職員には周知・共有がなされている。ライフストーリーワークを実施し、その後は子どもの思いに配慮したアフターケアと適切なフォローアップを行っている。 子どものアルバムは写真とともに職員からのメッセージも盛り込んだ丁寧で愛情あふれるものになっている。		
A—1—（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉖・c
＜コメント＞ 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見の取組に関して、施設長から全職員へ周知され情報の共有がなされている。子どもたちへは自分自身を守る知識・方法を学ぶ機会として CAP 研修を実施したり、グループ会議で権利ノートの読み合わせを行って		

る。 今後は不適切なかかわりの防止対策においてより組織的な対応を図れるよう、虐待防止マニュアルを作成したり、計画的な研修を実施してほしい。また被措置児童等虐待対応ガイドラインを職員へ配布・周知し常時活用していただきたい。		
A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 入所の際には児童相談所と連携を図り、事前の施設見学や面会の機会を設けるなど、子どもの不安を軽減するよう工夫している。また、事前に子どもの食べ物の好み等を把握し、入所当日にウエルカムメニューとして献立に反映させるなど、温かく歓迎する姿勢がみられる。施設入所前の友人や教職員との交流の希望があれば、手紙や面会・外出などができるよう人間関係の持続にも配慮されている。退所にあたっては、子どもが安定した生活が送れるよう、家庭支援専門相談員が中心となり、関係機関と連携しながら子どもや保護者に寄りそったアフターケアを実施している。		
A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉒・c
<コメント> 退所後安定した社会生活が送れるよう、「お金の使い方講座」の実施やアパートでの一人暮らし体験など、さまざまな自立支援を行っている。一人暮らしに必要な家計や自炊の仕方などについて分かりやすいマニュアルもあり、本人に合わせた自立訓練プログラムを実施している。また、退所児童の相談窓口として自立支援専門相談員が、経済的・社会的自立のサポートを行うなどアフターケアに努めている。 今後は退所者が気軽に参加できる施設の行事や機会を用意し、訪問しやすい雰囲気づくりをしてほしい。またそれにより、退所者と入所している子どもたち・職員との交流を図っていただきたい。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・㉒・c
<コメント> 職員は毎日「引継ぎノート」を通じ、子どもの様子や言動の情報を共有している。 全国児童養護施設協議会作成の冊子「この子を受け止めて、育むために」の読み合わせをするなど、子どもをありのままに受け入れ理解することの大切さを全職員で共有している。担当する職員は子どもの生育歴や行動特性等を理解したうえで支援にあたっているが、子どもが表出する感情や言動の背景にある心理的課題を把握し、子ども一人ひとりの理解がさらに深められるよう努めていただきたい。		
A⑧	A—2—（１）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c

＜コメント＞ 各グループで毎月実施されているグループ会議で出された子どもたちの意見や要望を取りまとめ、全体の児童会で職員とともに話し合っている。各グループでの生活のルールや役割は、子どもと担当職員との間で話し合っている。子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、子どもの意思を尊重した柔軟なものになっている。また、買い物などの同伴外出を月に1回実施し、担当職員と個別的な時間を持つなど、信頼関係の構築と子どもとの触れ合いに役立っている。		
A⑨	A—2—（１）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 日常生活において「賞賛」「励まし」等、子どもが自己肯定感を形成できるような支援を心がけている。中高生には自立に向け、洗濯など家事の練習の中で、能力に応じた支援・フォローをしている。また、高校中退など課題が生じたときには、解決までのプロセスを大切にし、本人の力を信じて主体的に解決できるような支援を行いフォローに努めている。		
A⑩	A—2—（１）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 年齢や発達状況に応じた玩具を揃えたり、体育館や中庭での運動活動など、子どもに合わせ可能な限りニーズに応えた支援・養育を行っている。地域交流ホールには、貸出可能な漫画や小説、各種図鑑などの図書を備え、移動図書館も利用している。また、ニーズに合わせ、公民館の行事や地域のイベントに参加し交流を図るなどしている。中高生には学習室を解放したり、塾へ通うなど、学びの環境にも配慮がなされている。		
A⑪	A—2—（１）—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 日常生活の中で基本的生活習慣や健康管理の知識などを身につけられるよう、子どもの発達に応じて支援している。また、旅行や地域との交流活動、社会体験活動などを通じて、社会常識・社会規範の体得に努めている。携帯電話やインターネット、SNSに関することはトラブルに巻き込まれないよう、適切な使用方法について適宜話す機会を設けている。		
A—2—（２）食生活		
A⑫	A—2—（２）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 各グループ内で調理し、家庭的な雰囲気の中で提供している。職員が調理する際には子どもたちが配膳を手伝ったり、食器を準備するなどコミュニケーションも図られている。部活やアルバイトで帰宅が遅れる子どもにも電子レンジ・冷蔵庫保管などで適温にて提供できる配慮がなされている。嗜好調査や残菜調査を実施し、献立や調理に反映させたり、		

誕生日に好きな献立をリクエストメニューとして提供したりしている。また、おやつ作りを通じて調理に親しむ機会を設けている。		
A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉗・b・c
<コメント> 清潔で成長や季節に合った衣服を着用できるよう、交換・補充を行っている。中高生には担当職員と出かけて自分で好きな衣類を選び購入する機会を設け、TP0に合わせた衣類を選び着用できるよう相談に応じながら支援をしている。日常生活の中で子どもたちが衣習慣を習得できるよう、見えるところでアイロンがけや衣類の整理を行っている。中高生へは職員のアドバイスを受けながら、自分で洗濯や衣類の管理ができるよう支援している。		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉗・b・c
<コメント> 共有スペースは衛生管理と安全のため、毎日職員が掃除を行っている。居室については子どもの発達段階や特性・状況に応じて日常的な掃除や整理整頓を一緒に行い、掃除の習慣が身につくよう支援している。設備や家具什器の破損には注意を払い、安心安全な環境になるよう常に心がけている。玄関やリビングには絵画や季節の飾り物をするなど、家庭的な雰囲気を感じられる。個人の居室にはそれぞれの趣味や嗜好に合わせた思い思いの装飾をするなど、居心地の良い空間となっている。		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉗・b・c
<コメント> 毎朝の検温や体調チェック、定期的な健康診断や身体測定など、子どもが健やかな生活を送れるよう、一人ひとりの健康管理に努めている。特別な配慮の必要な子どもや心身の発達に障がいがある子どもに対しては、看護師が医療機関と連携しながら支援にあたっている。医療や健康、感染症対策については、職員会議において看護師から全職員に周知を図っている。服薬については、看護師管理のもと担当職員に配薬し、服薬チェック表を用いて二重チェックを行い、飲み忘れのないよう職員の目の前で服薬させて確認している。		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉘・c
<コメント> 子ども一人ひとりの発達段階、特性、年齢、性別等を考慮した対応やケース別の学習会		

を行っている。また、CAP 研修を実施している。 子どもの「性」に関する疑問や不安に対応する方法、アプローチの仕方などを検討するため、職員が会議等で話し合う場を設けているが十分とはいえない。今後も定期的に学習会を行い、CAP 研修以外の外部講師を招いた研修も行ったり、マニュアルを活用したりしながらスキルを身につけてほしい。		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<コメント> 子どもの問題行動や不適応行動が発生した際は、複数の職員が関わることで適切に対応している。被害にあった子どもや周囲の子どもへの対応にも配慮している。事案については速やかに報告して全職員で共有し、必要に応じケース検討会を行い解決に向け取り組んでいる。また児童相談所への報告を行い、医療機関等とも連携を図っている。 職員研修においてロールプレイを行うなど、行動上の問題に対して、より適切な援助技術を習得し養育支援に自信がもてるよう、更なる工夫をしていただきたい。		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 養育方針の項目のひとつに「いじめや暴力のない生活」を掲げて全職員と子どもたちに周知し、各グループのリビングにも掲示されている。暴力は絶対に許されないことであり、「自分の権利」「相手の権利」についても日頃から子どもへ話をし、配慮ができるように支援している。 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合は要因を把握し、施設長を中心に適切な対応ができるよう努めているが、いじめなどの不適切な関係が生じた場合、職員一人ひとりが適切に対応できるよう、対策マニュアルの作成や研修会を通してさらなるスキルアップに努めていただきたい。		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<コメント> 現在、心理職員が専任となっていないためプログラムに基づいた個別の心理療法は実施されてはいないが、担当職員が心理的ケアが必要な子どもに対し自立支援計画に心理支援を有効に組み込み、他の職員と連携しながら寄り添った支援を行っている。心理的ケア対象にあてはまらない子どもであっても精神状態の変化に応じて随時対応ができています。 今後は専任の心理職員が配置され、子どもへ充実した心理的支援が行われることを期待する。また合わせて全職員を対象とした心理的ケアの研修を実施していただきたい。		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<コメント>		

子どもの個々の学力に応じた学習支援は、職員が日々の生活の中で行っている。受験生や試験前に落ち着いた環境で学習ができるよう、居室の他に「学習室」を設け、学習環境の整備に努めている。通塾の支援もしており、受験に向けた学力の向上に役立てている。また、学校とこまめに連絡を取り合い情報を共有することで、子どもの状況を把握し、本人に寄りそった支援が行えるよう心がけている。特別支援学級の児童については、登校後の授業の準備まで見届けるなど、スムーズに学習に移れるように支援している。		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 進路について本人の希望や選択を尊重しつつ、自己決定ができるよう情報提供を行い、学校や児童相談所とも情報共有し、連携を図りながら支援にあたっている。高校卒業後に自立した生活が送れるよう、「お金の使い方講座」をはじめ必要な知識を得る機会を設けたり、スムーズに地域移行できるようアパートでの一人暮らし体験などの支援を行っている。進路決定後や、高校を中退した子どもへも定期的な支援や関係機関と連携するなど、フォローアップ体制を整えている。		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉒・c
＜コメント＞ 学校で実施している職場体験や実習には積極的に参加させ、仕事の内容や自分の適正を知るのに役立っている。社会の仕組み・ルールを実感できるように希望する高校生にはアルバイトを勧めている。自立に向け、金銭管理や社会経験、生活リズムの確立にも役立ち、本人の自信にもつながっている。 今後はさらに施設に協力的な事業者等と連携を深め、職場体験や実習を受け入れてもらえるよう取り組んでいきたい。		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 家族ごとに事情や状況が異なるため、児童相談所とも連携しながら家庭支援専門相談員が主となって家族と子どもの関係調整を行っている。担当職員とともに、子どもの施設や学校での生活、成長の様子などを記した「おたより」を毎月各家族に送付しているが、送付が困難な家族へは児童相談所へ送付している。面会や外出、帰省が可能な家庭では定期的実施しており、帰舎の際は子どもの様子を確認し、不適切なかかわりの発見に努めている。		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
＜コメント＞ 家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所と密接に連携し協議しながら親子関係の再構築に向けた家族への支援を行っている。ケースの見立て、改善する課題などを職員で		

共有し、施設全体で支援に取り組むよう努めている。遠方の保護者やその状況に応じてオンライン面会を行うなど、交流の機会を設けている。また、施設に整備されている親子訓練室を活用し、プログラムに基づいた体験以外にも子どもとの面会の場に活用するなど、家族との関係の継続、修復、養育力向上に取り組んでいる。